

# 参考資料

1. 中学校卒業者の進路の推移	35
2. 高等学校卒業者の進路の推移	35
3. 高等学校卒業生数、就職者数及び就職率等の推移	36
4. 高校新卒者の求人・求職・就職内定率の推移（3月末現在）（厚生労働省調べ）	37
5. 新規学卒就職者の在職機関別離職率の推移	38
6. 最近2～3年に採用した高卒者に対する評価	39
7. 中学校在学時に指導してほしかった事柄	40
8. 高等学校の進路指導への要望	40
9. 平成13年度 インターンシップの実施状況（全日制高等学校）	41
10. 公立高等学校におけるインターンシップの実施状況等（平成14年度）	42
11. 公立中学校における職場体験の実施状況等（平成14年度）	43
12. 新学習指導要領における進路及び職業に関する主な記述	44
13. キャリア教育の推進に関する総合的調査研究について（要項）	48
14. キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議委員	49
15. キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議における検討の経緯	50

## 1. 中学校卒業者の進路の推移

[中学校]

(出典：学校基本調査)

区分	卒業生数	進路別内訳					
		高等学校等 進学者	専修学校 (高等課程) 進学者	専修学校 (一般課程) 等入学者	就職者	左記以外 の者	死亡・ 不詳の者
昭和40年	2,359,558	70.7	...	*	26.5	5.7	0.4
50	1,580,495	91.9	...	*	5.9	3.9	0.2
60	1,882,034	94.1	0.6	1.7	3.7	0.9	0.0
平成2	1,981,503	95.1	0.9	1.1	2.8	0.9	0.0
7	1,622,198	96.7	0.5	0.6	1.5	0.9	0.0
10	1,511,845	96.8	0.4	0.5	1.3	1.2	0.0
11	1,502,711	96.9	0.4	0.4	1.1	1.3	0.0
12	1,464,760	97.0	0.3	0.4	1.0	1.4	0.0
13	1,410,403	96.9	0.3	0.3	1.0	1.5	0.0
14	1,365,471	97.0	0.4	0.3	0.9	1.5	0.0

## 2. 高等学校卒業者の進路の推移

[高等学校]

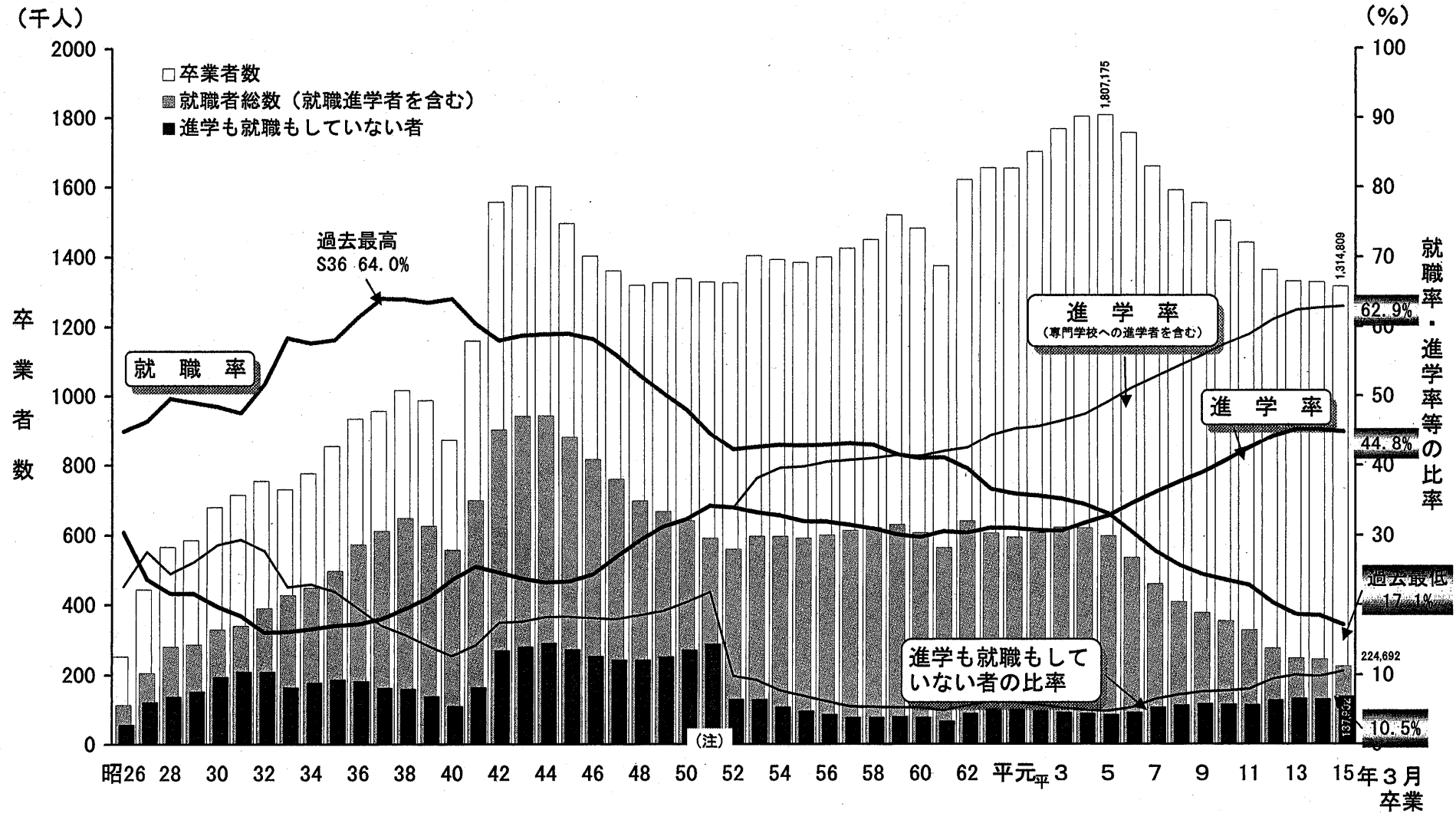
(出典：学校基本調査)

区分	卒業生数	進路別内訳					
		大学等 進学者	専修学校 (専門課程) 進学者	専修学校 (一般課程) 等入学者	就職者	左記以外 の者	死亡・ 不詳の者
昭和40年	1,160,075	25.5	...	*	60.4	14.2	0.9
50	1,327,407	34.2	...	*	44.6	21.7	0.6
60	1,373,713	30.5	11.4	13.3	41.1	4.8	0.2
平成2	1,766,917	30.6	15.8	14.0	35.2	5.2	0.1
7	1,590,720	37.6	16.7	13.7	25.6	7.1	0.1
10	1,441,061	42.5	16.4	11.0	22.7	7.9	0.0
11	1,362,682	44.2	16.8	9.9	20.2	9.3	0.0
12	1,328,902	45.1	17.2	9.5	18.6	10.0	0.0
13	1,326,844	45.1	17.5	9.4	18.4	9.8	0.1
14	1,314,809	44.8	18.0	9.0	17.1	10.5	0.0

- 1 「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・盲・聾・養護学校高等部の本科、別科及び高等専門学校へ進んだ者であり、「大学等進学者」とは、大学の学部、短期大学の本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校等の専攻科への進学者である。
- 2 「就職者」には、進学しかつ就職した者を含む。
- 3 \*は「左記以外の者」に含まれている。
- 4 「左記以外の者」とは、家事手伝いをしている者、外国の高等学校・大学等に入学した者、「進学者」にも「就職者」にも該当しない者で進路が未定であることが明らかな者である。

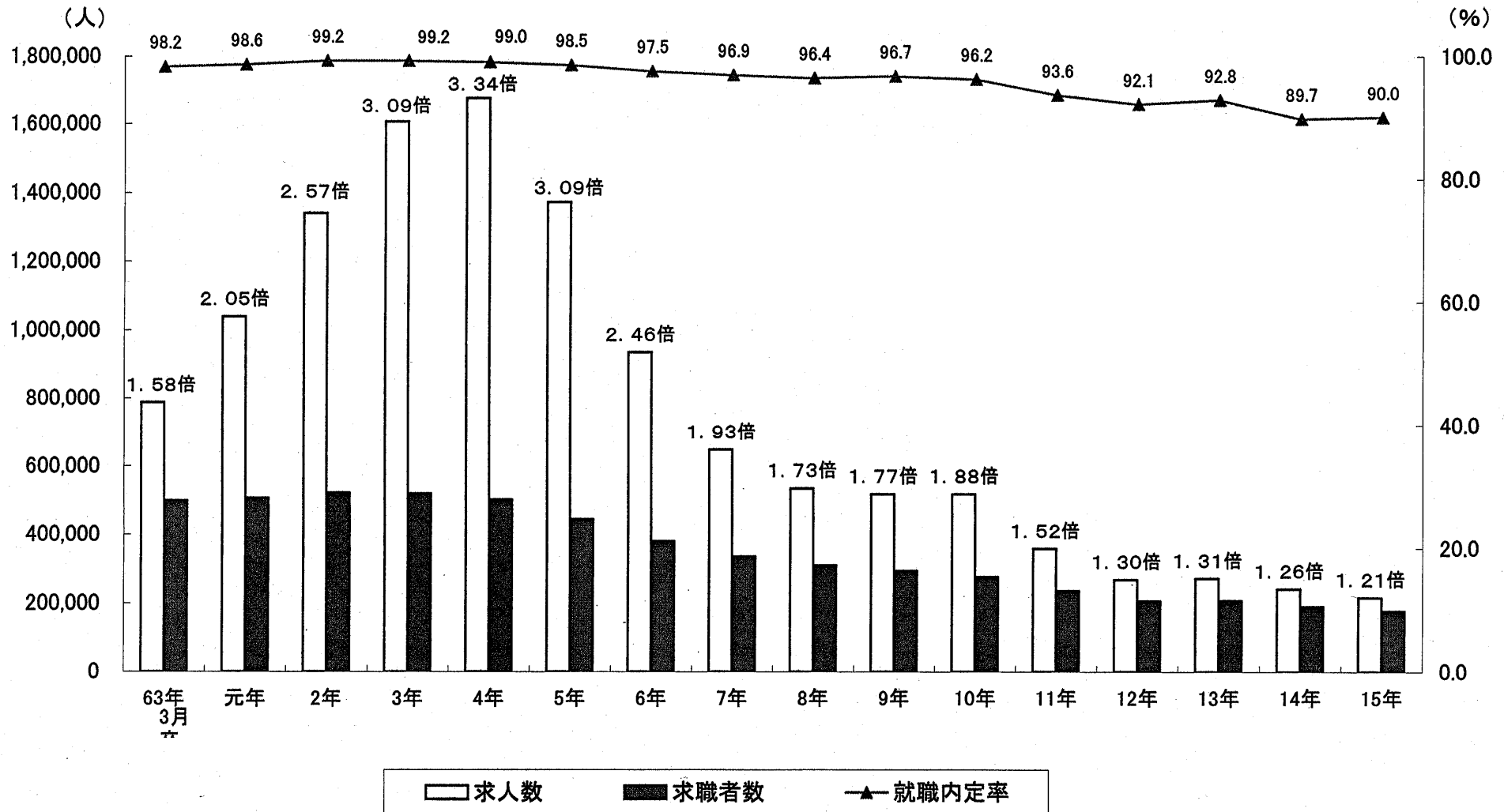
### 3. 高等学校卒業生数、就職者数及び就職率等の推移

出典：学校基本調査



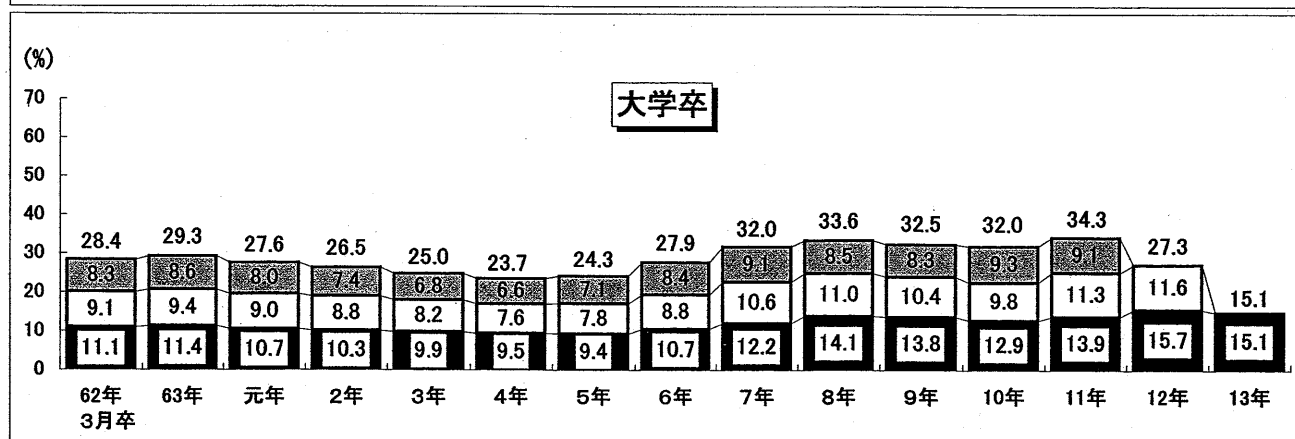
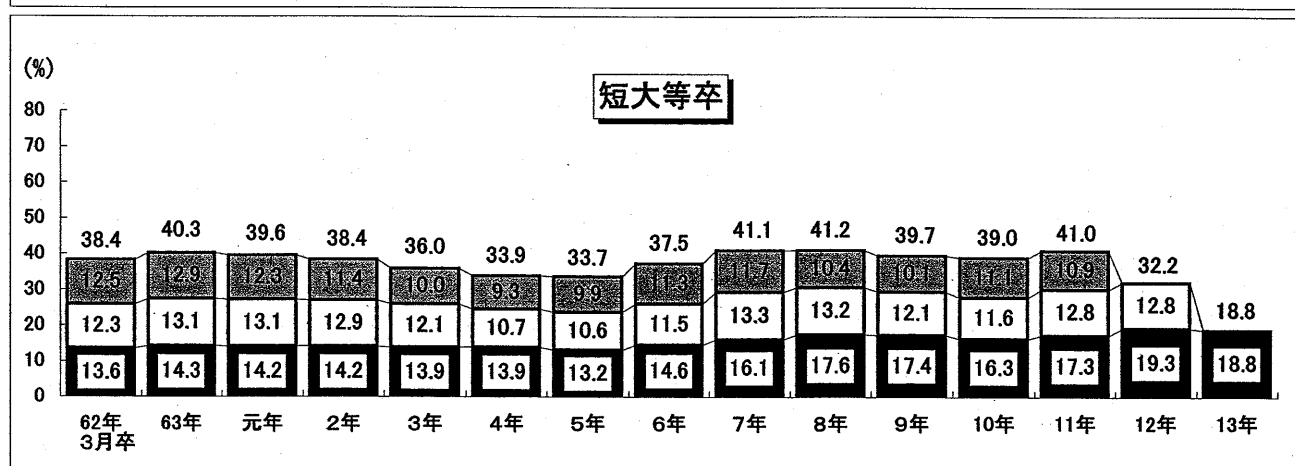
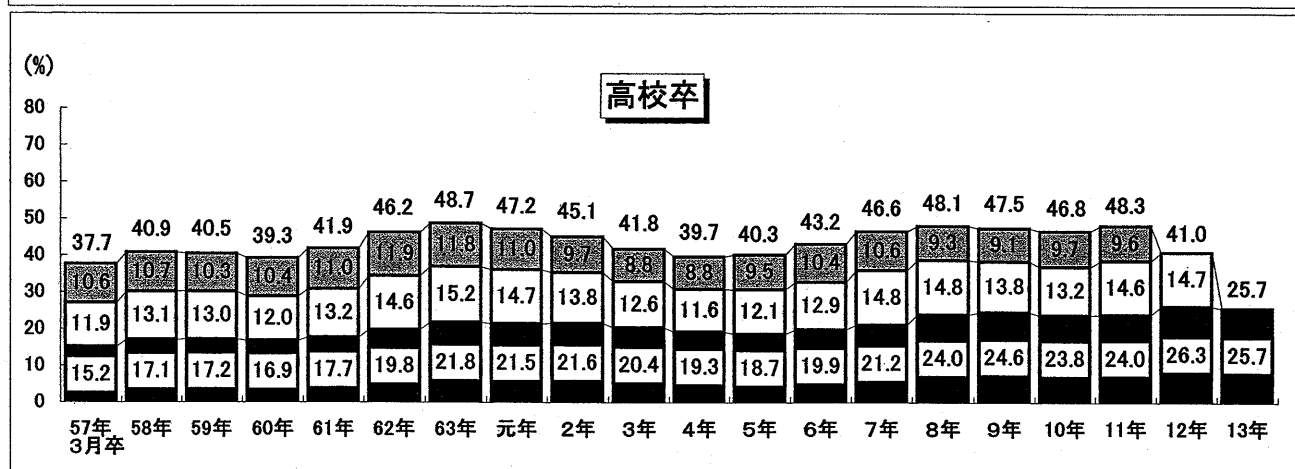
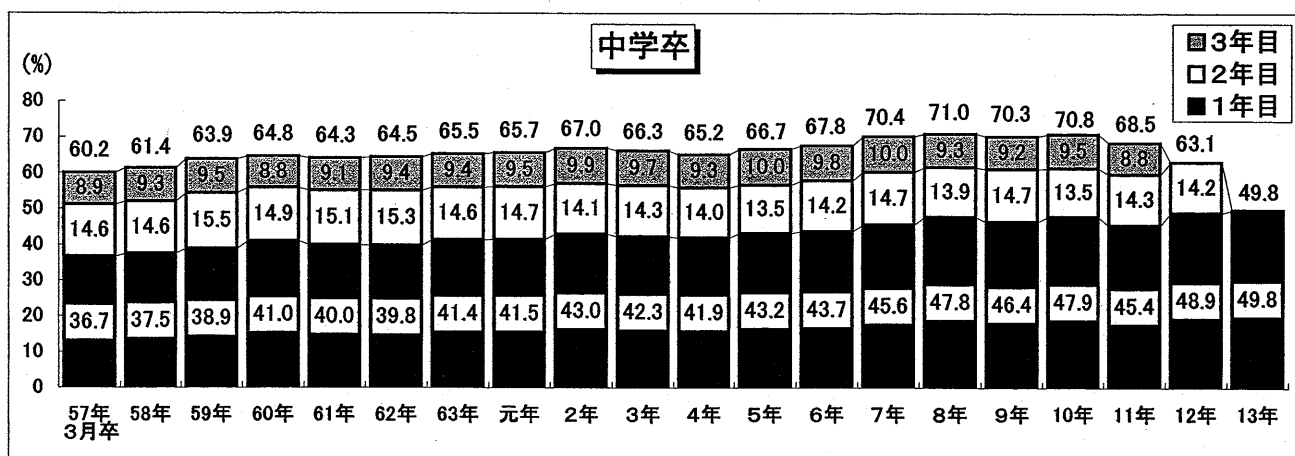
(注) 昭和50年以前の「進学も就職もしていない者」には、各種学校、公共職業能力開発施設等入学者を含む。

4. 高校新卒者の求人・求職・就職内定率の推移（3月末現在）【厚生労働省調べ】



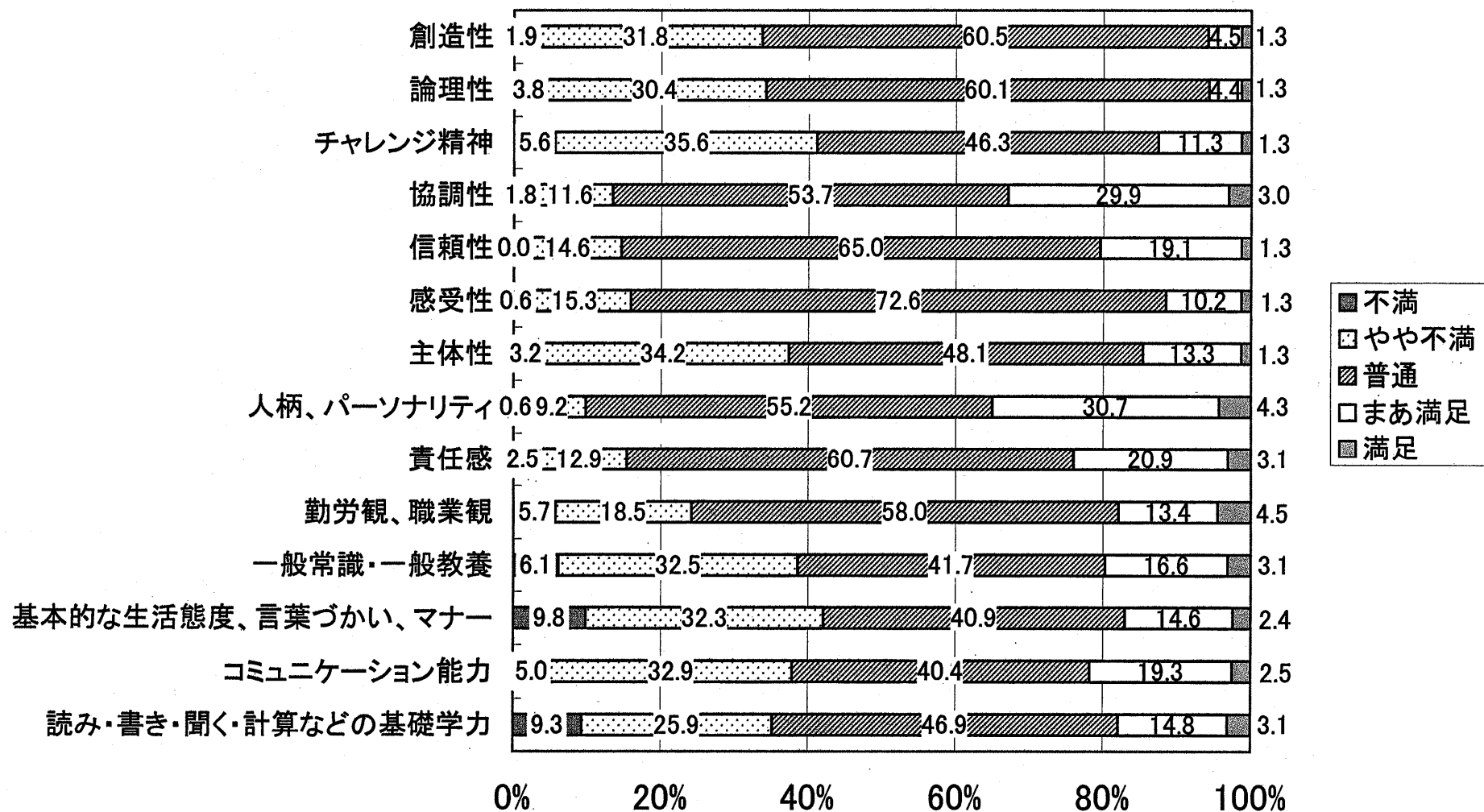
(注) 棒グラフの上の値は求人倍率

## 5. 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移



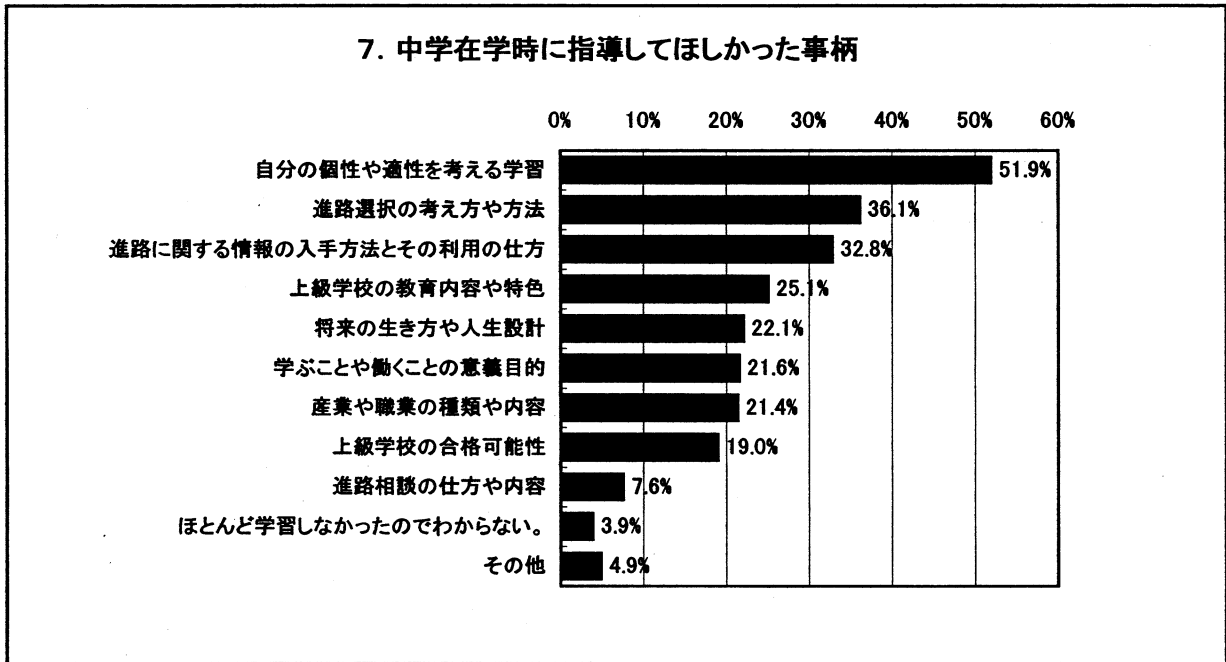
(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。

## 6. 最近2～3年に採用した高卒採用者に対する評価



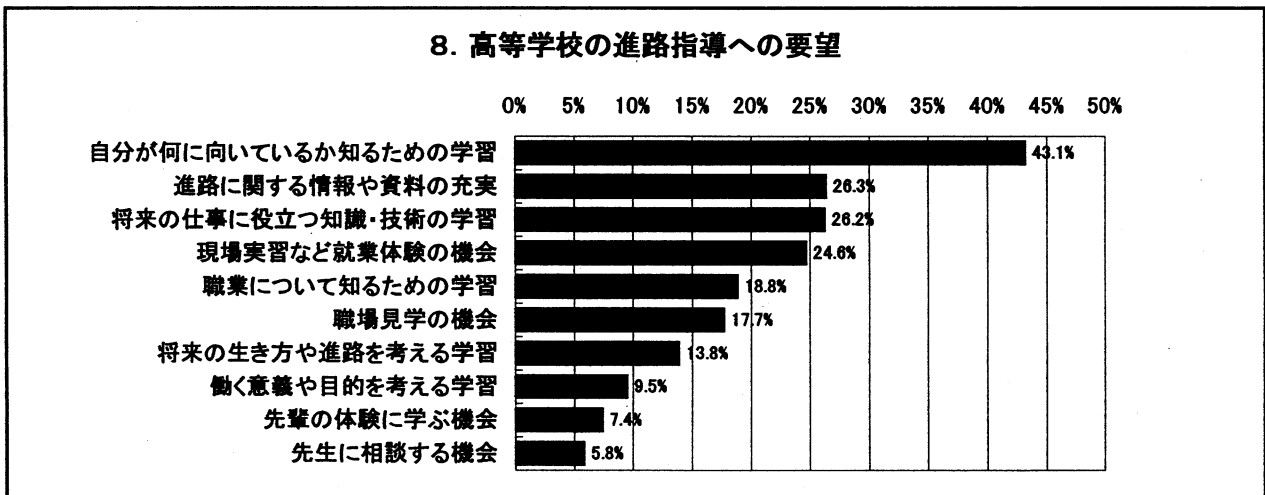
(資料)東京経営者協会・日本経営者団体連盟「平成13年度高校新卒者の採用に関するアンケート調査」(標本数:およそ160)

## 7. 中学在学時に指導ほしかった事柄



資料: 文部省「中学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書(平成11年3月)」  
(公立中学校3年生について抽出調査、標本数=3,647)

## 8. 高等学校の進路指導への要望



資料: 文部科学省「高校生の就職問題検討会議報告(平成13年2月)」  
(就職を希望している高校3年生について抽出調査、標本数=962)

## 9. 平成13年度インターンシップの実施状況（全日制高等学校） （文部科学省調べ）

### 1 学科別実施率（公立）

（％）

	農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	看 護	情 報	福 祉	その他の職業 に関する学科	職業に 関する 学科計	普通科	その他 の学科	総 合 学 科	全 体
平成9年度	44.0	14.6	26.4	29.3	56.1	—	—	—	—	28.2	—	—	—	—
平成10年度	60.7	27.6	31.1	49.0	41.0	100.0	—	—	—	40.3	5.7	—	37.8	20.9
平成11年度	62.7	43.3	39.8	44.7	48.8	100.0	—	—	27.6	47.7	7.4	1.2	43.0	22.7
平成12年度	75.1	59.9	53.0	73.5	49.1	100.0	—	82.6	57.9	60.9	14.6	4.4	64.2	31.9
平成13年度	73.6	73.5	62.4	80.4	53.7	86.9	0.0	89.5	88.9	67.8	21.7	7.8	69.1	38.9

（「—」はその年度について、調査を実施していない。）

### 2 実施学科数及び体験生徒数（公立）

	農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	看 護	情 報	福 祉	その他の職業 に関する学科	職業に 関する 学科計	普通科	その他 の学科	総 合 学 科	全 体
実施学科数（単位 認定学科数）（校）	262 (108)	372 (89)	369 (67)	37 (10)	152 (47)	53 (40)	0 (0)	17 (13)	8 (2)	1,270 (376)	607 (78)	27 (2)	96 (27)	2,000 (483)
体験した生徒数 （人）	18,845	29,523	35,022	1,704	8,388	6,174	0	1,182	373	101,211	41,171	519	12,201	155,102
3年間を通して1回 でも体験した3年生 の数（人）（注）	13,851 (39.3)	19,302 (21.5)	24,553 (29.1)	1,370 (36.8)	4,812 (30.1)	2,682 (89.0)	0 (0)	514 (86.4)	181 (39.3)	67,265 (28.8)	22,038 (3.5)	197 (1.0)	5,859 (29.2)	95,359 (10.5)

（注）（（ ）内はその学科の3年生全体に占める割合％）

### 3 学年別体験生徒数（公立）

	職業に関する学科	普 通 科	その他の学科	総 合 学 科	合 計
1 年 生	11,268人 (11.1%)	13,504人 (32.8%)	230人 (44.3%)	8,881人 (72.8%)	33,883人 (21.8%)
2 年 生	67,545人 (66.7%)	21,051人 (51.1%)	168人 (32.4%)	2,481人 (20.3%)	91,245人 (58.8%)
3 年 生	22,398人 (22.1%)	6,616人 (16.1%)	121人 (23.3%)	839人 (6.9%)	29,974人 (19.3%)
合 計	101,211人 (100.0%)	41,171人 (100.0%)	519人 (100.0%)	12,201人 (100.0%)	155,102人 (100.0%)



10. 公立高等学校におけるインターンシップの実施状況等（平成14年度）  
（国立教育政策研究所調べ）

1 インターンシップ実施状況（平成14年度調査時点）

※（）は13年度の数值

(1) 学校別実施状況（予定含む）

公立高等学校数	実施学校数	実施率
4,141校 (4,142校)	2,097校 (1,770校)	50.6% (42.7%)

(参考) 都道府県・指定都市の実施率の分布

0~10%	3 (3)	~50%	11 (14)	~90%	3 (1)
~20%	1 (4)	~60%	12 (11)	~99%	1 (0)
~30%	7 (8)	~70%	8 (6)	100%	0 (0)
~40%	8 (10)	~80%	5 (2)		

(2) インターンシップの教育課程等への位置づけの状況等（複数回答可）

教育課程等への位置付け		参加形態	
		原則として当該学年の全 員が参加	選択・希望者等当該学 年の一部の生徒が参加
特別活動での実施	330校 (293校) 15.7% (16.6%)	204校 (191校) 61.8% (65.2%)	129校 (108校) 39.1% (36.9%)
総合的な学習の時間で実施	260校 (135校) 12.4% (7.6%)	196校 (104校) 75.4% (77.0%)	64校 (34校) 24.6% (25.2%)
現場実習等職業に関する 教科・科目の中で実施	714校 (703校) 34.0% (39.7%)	477校 (453校) 66.8% (64.4%)	251校 (263校) 35.2% (37.4%)
「課題研究」の中で実施	193校 (189校) 9.2% (10.7%)	78校 (77校) 40.4% (40.7%)	115校 (124校) 59.6% (65.6%)
学校設定教科・科目で実施	195校 (161校) 9.3% (9.1%)	103校 (86校) 52.8% (53.4%)	96校 (80校) 49.2% (49.7%)
「学校外における学修」と して実施	165校 (105校) 7.9% (5.9%)	39校 (38校) 23.6% (36.2%)	126校 (69校) 76.4% (65.7%)
教育課程には位置付けず に実施	735校 (564校) 35.1% (31.0%)	136校 (163校) 18.5% (28.9%)	600校 (417校) 81.6% (73.9%)

※ 2つ以上に該当する場合は、その全てをカウント。

※ 実際に事業所等で行う体験活動を対象とし、事前・事後活動等は含めない。

(3) インターンシップ推進のための都道府県(指定都市)の独自事業の実施状況

実施している	H15から実 施予定であ る	実施に向け て検討中	予定なし
38 (33)	6 (6)	5 (4)	10 (16)

# 1 1. 公立中学校における職場体験の実施状況等（平成14年度） （国立教育政策研究所調べ）

## 1 職場体験の実施状況(平成14年度調査時点) ※( )は13年度の数値

### (1) 学校別実施状況

公立中学校数	実施学校数	実施率
10,335校 (10,367校)	8,976校 (8,341校)	86.9% (80.5%)

### (参考)都道府県・指定都市の実施率の分布

0～10%	0 (0)	～50%	0 (1)	～90%	22 (21)
～20%	0 (0)	～60%	1 (3)	～99%	23 (12)
～30%	0 (1)	～70%	4 (7)	100%	6 (5)
～40%	1 (0)	～80%	2 (9)		

### (2) 学年別・期間別実施状況

学年	実施期間					
	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上
1年生	1,302校 (1,373校) 62.1% (68.9%)	335校 (262校) 16.0% (13.2%)	408校 (308校) 19.4% (15.5%)	26校 (21校) 1.2% (1.1%)	12校 (11校) 0.6% (0.6%)	15校 (17校) 0.7% (0.9%)
2年生	3,173校 (3,408校) 41.7% (49.2%)	1,943校 (1,474校) 25.5% (21.3%)	1,468校 (1,140校) 19.3% (16.4%)	225校 (189校) 3.0% (2.7%)	753校 (663校) 9.9% (9.6%)	53校 (58校) 0.7% (0.8%)
3年生	1,043校 (1,112校) 53.3% (62.3%)	516校 (408校) 26.4% (22.9%)	279校 (191校) 14.3% (10.7%)	49校 (38校) 2.5% (2.1%)	33校 (12校) 1.7% (0.7%)	37校 (23校) 1.9% (1.3%)
全体	5,518校 (5,893校) 47.3% (55.0%)	2,794校 (2,144校) 23.9% (20.0%)	2,155校 (1,639校) 18.5% (15.3%)	300校 (248校) 2.6% (2.3%)	798校 (686校) 6.8% (6.4%)	105校 (98校) 0.9% (0.9%)

※ 実施期間は、実際に事業所等で体験活動を行う期間とし、事前・事後指導等の時間(期間)は含めない。

### (3) 職場体験の教育課程等への位置付けの状況等(複数回答可)

教育課程等への位置付け	参加形態		
	原則として当該学年の全員が参加	選択・希望者等当該学年の一部の生徒が参加	
特別活動での実施	2,024校 (2,689校) 22.5% (32.2%)	1,980校 (2,666校) 97.8% (99.1%)	51校 (43校) 2.5% (1.6%)
総合的な学習の時間で実施	6,646校 (4,992校) 74.0% (59.8%)	6,394校 (4,823校) 96.2% (96.6%)	302校 (331校) 4.5% (6.6%)
教科の授業で実施	172校 (196校) 1.9% (2.3%)	154校 (187校) 89.5% (95.4%)	19校 (34校) 11.0% (17.3%)
教育課程には位置付けず長期休業期間等に実施	1,071校 (1,209校) 11.9% (14.5%)	931校 (1,078校) 86.9% (89.2%)	145校 (171校) 13.5% (14.1%)

※ 2つ以上に該当する場合は、その全てをカウント。

※ 実際に事業所等で行う体験活動を対象とし、事前・事後指導等は含めない。

### (4) 職場体験推進のための都道府県(指定都市)の独自事業の実施状況

実施している	H15から実施予定である	実施に向けて検討中	予定なし
22 (24)	0 (0)	1 (0)	36 (35)

### (5) 職場体験推進のための市町村(指定都市は除く)の独自事業の実施状況

実施している
219 (101)

## 1 2. 新学習指導要領における進路及び職業に関する主な記述

### 小学校

第1章 総則	第3 総合的な学習の時間 の取扱い	2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。 (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。 5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
	第5 指導計画の作成等に 当たって配慮すべき 事項	2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。 (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。
第4章 特別活動	第2 内容	A 学級活動 学級活動においては、学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。 (1) 学級や学校の生活の充実と向上に関すること。 学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理など (2) 日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。 希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、学校給食と望ましい食習慣の形成など D 学校行事 学校行事においては、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。 (5) 勤労生産・奉仕の行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動を行うこと。
	第3 指導計画の作成と 内容の取扱い	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 学級活動などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること。

※ 各教科、道徳での記述は省略

### 中学校

第1章 総則	第4 総合的な学習の時間 の取扱い	2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。 (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。 5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
-----------	-------------------------	---

	第6 指導計画の作成等に 当たって配慮す べき事項	2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。 (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。 (5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。
第4章 特別活動	第2 内容	A 学級活動 学級活動においては、学級を単位として、学級や学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。 (2) 個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること。 ア 青年期の不安や悩みとその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会の一員としての自覚と責任、男女相互の理解と協力、望ましい人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解など イ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成、性的な発達への適応、学校給食と望ましい食習慣の形成など (3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。 学ぶことの意義の理解、自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用、選択教科等の適切な選択、進路適性の吟味と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の形成、主体的な進路の選択と将来設計など C 学校行事 学校行事においては、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。 (5) 勤労生産・奉仕の行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。
	第3 指導計画の作成と 内容の取扱い	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談(進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。 (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、選択教科や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう学級活動等の指導を工夫すること。

※ 各教科、道徳での記述は省略

## 高等学校

第1章 総則	第1款 教育課程編成の一 般方針	4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。
	第2款 各教科・科目及び 単位数等	5 学校設定教科 (2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。 ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

第4款 総合的な学習の時間	<p>イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察</p> <p>ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成</p> <p>2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。</p> <p>3 各学校においては、上記2に示すねらいを踏まえ、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じ、例えば、次のような学習活動などを行うものとする。</p> <p>イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動</p> <p>ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動</p> <p>5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。</p>
第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	<p>4 職業教育に関して配慮すべき事項</p> <p>(1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。</p> <p>(3) 学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、就業体験の機会の確保について配慮するものとする。</p> <p>(4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。</p> <p>5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項</p> <p>以上のほか、次の事項について配慮するものとする。</p> <p>(2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。</p> <p>(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。</p>
第4章 特別活動	<p>第2 内容</p> <p>A ホームルーム活動</p> <p>ホームルーム活動においては、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。</p> <p>(2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関すること。</p> <p>ア 青年期の悩みや課題とその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会生活における役割の自覚と自己責任、男女相互の理解と協力、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解、国際理解と国際交流など。</p> <p>イ 心身の健康と健全な生活態度や習慣の確立、生命の尊重と安全な生活態度や習慣の確立など。</p> <p>(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること。</p> <p>学ぶことの意義の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用、教科・科目の適切な選択、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計など</p> <p>C 学校行事</p>

		<p>学校行事においては、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p> <hr/> <p>第3 指導計画の作成と 内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し、教師の適切な指導の下に、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。その際、ボランティア活動や就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れるとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。</p> <p>(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。</p> <p>(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するようホームルーム活動等の指導を工夫すること。</p>
--	--	--

※ 各教科での記述は省略

# 13. キャリア教育の推進に関する総合的調査研究について

平成14年10月30日  
初等中等教育局長裁定

## 1 趣 旨

近年、新規学校卒業者の就職状況は、産業構造や就業構造の変化、景気の低迷等により非常に厳しい状況にある。また、無業者やフリーターの増加、就職しても早期に離転職する者の増加、職業観・勤労観の希薄化など、若者の就職をめぐる様々な問題が指摘されている。

このような状況の下、学校教育において、人間関係形成能力、進路選択能力、意思決定能力、将来設計能力など社会人・職業人としての基礎的な資質・能力の育成が強く求められていることから、キャリア教育の在り方及びその推進方策等に関し、外部の専門家の協力を得て、総合的な調査研究を行う。

## 2 調査研究事項

- (1) 児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進方策について
- (2) キャリア・アドバイザー活用体制のシステム作りについて
- (3) 進路指導担当教員等のキャリア・カウンセリング能力の向上方策について

## 3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

## 4 実施期間

平成14年10月30日から平成16年3月31日までとする。

## 5 その他

この調査研究に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

## 14. キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議委員

(五十音順)

石川	利勝	(社)日本PTA全国協議会専務理事
板橋	孝志	和歌山県教育委員会県立学校課長(平成15年4月1日から)
江森	孝至	日本労働組合総連合会社会政策局次長
大木	至	山口県教育委員会指導主事
小野	ヒサ子	渋谷区立常磐松小学校長
尾原	蓉子	(財)ファッション産業人材育成機構学長
鹿嶋	研之助	千葉商科大学助教授
亀岡	良平	(社)全国高等学校PTA連合会常務理事
菊池	武剋	東北大学教授
玄田	有史	東京大学社会科学研究所助教授
菅谷	正美	品川区立富士見台中学校長
鈴木	正人	(社)日本経済団体連合会国民生活本部長兼教育問題グループ長
寺田	盛紀	名古屋大学教授
中里	博孝	渋谷公共職業安定所職業相談第三部門統括職業指導官
中許	善弘	ジュニア・アチーブメント本部専任理事
西田	健次郎	兵庫県教育委員会指導主事
萩原	信一	東京都立新宿山吹高等学校長
原川	耕治	全国中小企業団体中央会調査部長
渡辺	三枝子	筑波大学教授
綿貫	道雄	セントラルスポーツ株式会社常勤顧問

...主査、 ...副主査

(オブザーバー)

小島	繁夫	厚生労働省職業安定局業務指導課長
峯	作二郎	厚生労働省職業能力開発局職業意識啓発推進室長



15. キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議における検討の経緯

年 月 日	内 容 等
平成14年	
11月12日(火)	第1回会議 自由討議、審議スケジュール大枠の確認
12月 5日(木)	第2回会議 ヒアリング及び討議 所沢市立所沢中学校教頭 藤川 喜久男 氏(中学校における進路指導の実際) 福岡県立城南高等学校教諭 和田 美千代 氏(高校における進路指導の実際)
12月20日(金)	第3回会議 ヒアリング、行政説明及び討議 日本労働研究機構副主任研究員 上西 充子 氏(フリーターの現状について) 厚生労働省職業安定局業務指導課 厚生労働省職業能力開発局職業意識啓発推進室
平成15年	
1月23日(木)	第4回会議 ヒアリング、行政説明及び討議 中許 善弘 委員(ジュニア・アープメントの取組を通して) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
2月 3日(月)	第5回会議 ヒアリング及び討議 筑波大学講師 藤田 晃之 氏(米国等におけるキャリア教育について) 寺田 盛紀 委員(ドイツ後期中等教育における進路・職業選択指導について)
2月20日(木)	第6回会議 論点整理
3月11日(火)	第7回会議 論点別討議
3月27日(木)	第8回会議 論点別討議
5月 8日(木)	第9回会議 中間まとめ骨子(案)についての討議
5月29日(木)	第10回会議 中間まとめ(素案)についての討議
6月12日(木)	第11回会議 中間まとめ(素案)についての討議
7月 3日(木)	第12回会議 中間まとめ(案)についての討議